

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

二本松市長 三保 恵一

市町村名 (市町村コード)	二本松市 (07210)
地域名 (地域内農業集落名)	安達地域 (八軒、屋戸、宮下、北向、野辺、谷地、古屋敷、福岡、油井町、梨子木、持東林、藤内地、古城内、桶沢、石橋、東北、中北、岩倉、藤兵内、西竹、七島、坂ノ下、永作、西ノ内、道下、池ノ入、北ノ内、糸内、櫛山、塩ノ田、種田、山崎、大将内、広久保、上台、中洞、清水、北洞、下ノ内、後座内、油王田、赤木内、羽黒、日向、山ノ入、板橋、二本柳、吉倉第一、吉倉第二、吉倉第三、吉倉第四、畑根、山中、川原田、松ノ木内、高砂)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月20日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

当地域は、主たる農業従事者の高齢化が進み、遊休農地の更なる増加が懸念されることから、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるため、可能な限り現在の農業従事者が営農を継続していくこと、また、安定した農業収入を得られる新規就農者の確保・育成及び就農後の農地の維持管理の一定のルールについて検討していくことが必要である。さらに、高齢化する担い手の耕作面積の維持拡大のため、分散する農地の集約化とともに、省力的な作物の導入や既にオーバーワーク化している担い手のフォロー体制についても検討していくことが必要である。

## 【地域の基礎的データ】

認定農業者:81人(うち50歳代以下:7人)、団体経営体(法人・集落営農組織等):7経営体(認定農業者を含む。)

中山間地域等直接支払交付金事業協定集落:14集落、多面的機能支払交付金事業活動組織:10組織

## (2) 地域における農業の将来の在り方

地域の主な品目である稲作については効率化を図るため農地の集積・集約を進め、さらに、農作業の省力化を図るため、必要に応じてスマート農業の導入を進める。併せて、キュウリは、全国有数の産地であり、生産の維持・拡大を図るため、新規就農者を中心に作付けを推進し、現在の栽培者が技術指導の先生となる。また、ピーマンは、地域内の選果施設を有効に活用し、効率かつ省力化を図る。その他の野菜類についても、施設化や機械化を進め、年間労働の平準化に努める。

地域内の農地の維持管理については、中山間地域等直接支払交付金・多面的機能支払交付金を活用しながら、新たな維持管理体制や方法も検討し、担い手の確保と地域コミュニティの活性化のため、地域内外から新たな耕作者や管理者を募集して、必要な農地のあっせんを行う。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1,537.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1,025.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用し、認定農業者や新規就農者を中心に集約化に配慮した農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域の対象となる農地を順次、農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を勘案し、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
大半の圃場は、過去に基盤整備を実施済みであるが、暗渠排水等の設備に老朽化がみられる箇所については、改修を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
行政やJAの協力のもと、地域内外から多様な経営体を募集し、栽培技術や農業用機械の補助事業の活用などの支援や生産する農地をあっせんし、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。 また、新規就農者に対する就農後の栽培管理や農地の維持管理方法については、行政やJAならびに地域が一体となったチェックやフォローアップができる体制作りについても検討する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農作業の効率化を図るため水稻の育苗や収穫・乾燥調製作業等はJAや大規模経営体へ委託するとともに、それ以外の草刈り等の作業は、シルバー人材センター等を活用し、遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシの被害が拡大しないよう地域で連携した防護柵(電気柵)や緩衝帯の設置を進める。
- ②⑨水稻栽培においては、地域内の耕畜連携による堆肥を活用した減肥料栽培を進める。
- ③大規模経営体は、省力化を進めるため、必要に応じてICT農機等の導入を進める。
- ⑦中山間地域等直接支払交付金協定集落及び多面的機能支払交付金活動組織の活動により、農地等の保全管理を継続する。
- ⑧担い手の営農状況などに考慮しつつ、水稻収穫乾燥調製作業の担い手への集約化を進める。